

滋賀県最低賃金が 変わります

滋賀県最低賃金は、10月3日から**1時間866円**となります。これは常用・パートなど雇用形態を問わず、県内の事業所に雇用されるすべての労働者に適用されます。最低賃金は、賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。
※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。詳しくは☎へ。

☎滋賀労働局賃金室 ☎077・522・6654
東近江労働基準監督署 ☎0748・22・0394

キャッシュレスによる ポイント還元が はじまります

10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点から、消費税率引上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を行います。

対象店舗でクレジットカード／デビットカード・電子マネー・QRコードなどを使って代金を支払うと、ポイント還元が受けられます。

詳しくは☎へ。

☎キャッシュレス・消費者還元事業事務局
☎0120・010975

「甲賀市・湖南市障がい者 合同就職面接会」を開催します

甲賀市10社、湖南市5社の企業・事業所が参加予定です！

※参加企業・事業所は市ホームページに掲載します

- 日時 11月7日(木) 午後1時30分～4時
- 場所 市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)
- 対象 甲賀市・湖南市内で就職を希望する障がいのある人
(令和2年3月に大学(院)、短期大学、高等専門学校などを卒業予定の学生を含みます)



※ハローワークに求職登録している人は、案内封筒またはハローワークカードを、登録していない人は、障がい者手帳を持ってくるください。

※当日は面接希望社数分の履歴書を持ってくるください。

※入退場自由、手話通訳あり、無料タクシーあり

☎商工観光労政課(共同福祉施設) ☎71・2332 ☎72・4820